

国連拷問禁止委員会最終所見の意義と 代用監獄問題・被疑者取調べ改革への展望*

Conclusions and Recommendations of the Committee Against Torture and Perspective on Reform of Police Detention System and Interrogation in Japan

佐藤元治

SATO Motoharu

1. はじめに —本稿の目的—

昨年(2007年)5月9日・10日、ジュネーブの国連本部において、拷問禁止委員会による第1回日本政府報告書審査が行われ、同審査の内容を踏まえた最終所見が同月21日(文書の表示は18日)⁽¹⁾に公表された。

今回の拷問禁止委員会による政府報告審査および最終所見の対象は、刑事拘禁(受刑者処遇)、死刑、入国管理および難民認定制度、精神医療施設等、非常に多岐にわたるものであったが、それらの中でもとりわけ大きく採り上げられたのがいわゆる代用監獄問題⁽²⁾と被疑者取調べのあり方についてであった。これまでも、日本の代用監獄および被疑者取調べについては、同じく国連の国際人権規約委員会による審査報告・勧告をはじめとして厳しい批判と、改善勧告がなされてきた⁽³⁾。ところが日本政府および司法関係当局は、これらの諸批判を真摯に受け止め、正面からその要求に応えようとはしてこなかった。それは、たとえば司法制度改革審議会や行刑改革会議、さらには未決拘禁に関する有識者会議等、近年の一連の刑事司法改革の場面において、これら国際的な要請について真摯な議論を経ることもなく、議論を先送り(事実上の棚上げ)にしてきたことから見て取れるであろう。そして、その結果として一昨年(2006年)6月に成立した刑事収容施設・被収容者処遇法は、かつての拘禁二法案を基本的に一本化し、国際的な要求からは廃止されなければならなかったはずの代用監獄を法的に整備する形で存続させ、その代用性という性質をも希薄化させてしまっている⁽⁴⁾のである。

ところが、今回の拷問禁止委員会による審査・最終所見は、この成立したばかりで施行直前にあった新法(施行日は6月1日)によって追認されることとなった代用監獄について、拷問禁止・防止および国際的基準の観点から、深刻な憂慮を示すとともに、その存在意義を完全否定し、事実上の廃止勧告を示唆するものであった。しかも、最終所見では、勧告で示した改善策を、単に実務・運用によってではなく、成立したばかりで未だ施行されていなかった刑事収容施設・被収容者処遇法も含めた法改正によってなされるべきとの見解を示したのであった。

このような内容の最終所見が、今後の刑事司法改革に与える示唆は極めて大きく、またそれに沿った改革を行うことが、国際社会の一員である日本に課せられた責務であるといつてよいであろう。

そこで本稿では、以上述べたような極めて大きな意義を有する今回の拷問禁止委員会による最終所見を素材とし、とりわけ最終所見でも大きく取り上げられた代用監獄および被疑者取調べについて、その内容を分析し、あるべき改革の方向性について検討してみたいと思う。⁽⁵⁾

2. 拷問禁止委員会最終所見の内容と特徴

さて、拷問禁止委員会による条約締結国の定期報告書審査の最終所見は、「A. はじめに (Introduction)」、「B. 積極的側面 (Positive aspects)」および「C. 主要な懸念事項および勧告 (Principal subjects of concern and recommendations)」の3部によって構成されており、今回の日本政府に対するものは、AからCまでの通しで全31のパラグラフにわたっている。⁽⁶⁾

そこで、最終所見の検討に入る前に、まず、拷問禁止委員会による今回の日本政府報告審査に基づく最終所見のうち、本稿の検討対象となる代用監獄と被疑者取調べに関する部分 (パラグラフ15、16)、および今後、日本政府が執るべき事項を示す部分 (パラグラフ26～31) を以下に挙げておきたいと思う。

C. 主要な懸念事項および勧告

代用監獄

15. 委員会は、被逮捕者が裁判所に引致された後でさえ、起訴に至るまで、長期間勾留するために、代用監獄が広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念を有する。これは、被拘禁者の勾留及び取調べに対する手続的保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の権利に対する侵害の危険性を高めるものであり、事実上、無罪推定の原則、黙秘権及び防御権を尊重しないこととなり得るものである。特に、委員会は以下の点について深刻な懸念を有する。

- a) 捜査期間中、起訴にいたるまで、とりわけ捜査の中でも取調べの局面において、拘置所に代えて警察の施設に拘禁されている者の数が異常に多いこと、
- b) 捜査と拘禁の機能が不十分にしか分離されておらず、そのために捜査官は被拘禁者の護送業務に従事することがあり、終了後には、それらの被拘禁者の捜査を担当し得ること、
- c) 警察留置場は長期間の勾留のための使用には適しておらず、警察に拘禁された者に対する適切かつ迅速な医療が欠如していること、

- d) 警察留置場における未決拘禁期間が、一件につき起訴までに23日間にも及ぶこと、
- e) 裁判所による勾留状の発付率の異常な高さにみられるように、警察留置場における未決拘禁に対する裁判所による効果的な司法的コントロール及び審査が欠如していること、
- f) 起訴前の保釈制度が存在しないこと、
- g) 被疑罪名と関係なく、すべての被疑者に対する起訴前の国選弁護制度が存在せず、現状では重大事件に限られていること、
- h) 未決拘禁中の被拘禁者の弁護人へのアクセスが制限され、とりわけ、検察官が被疑者と弁護人との接見について特定の日時を指定する恣意的権限をもち、取調べ中における弁護人の不在をもたらしていること、
- i) 弁護人は、警察保有記録のうち、すべての関連資料に対するアクセスが制限されており、とりわけ、検察官が、起訴時点においていかなる証拠を開示すべきか決定する権限を有していること、
- j) 警察留置場に収容された被拘禁者にとって利用可能な、独立かつ効果的な査察と不服申立ての仕組みが欠如していること、
- k) 刑事施設では廃止されたのと対照的に、警察拘禁施設において、防声具が使用されていること。

締約国は、未決拘禁が国際的な最低基準に合致するものとなるよう、速やかに効果的な措置をとるべきである。とりわけ、締約国は、未決拘禁期間中の警察留置場の使用を制限するべく、刑事被収容者処遇法を改正すべきである。優先事項として、締約国は、

- a) 留置担当官を捜査から排除し、また捜査担当者を被収容者の拘禁に関連する業務から排除し、捜査と拘禁（護送手続を含む）の機能の完全な分離を確実にするため、法律を改正し、
- b) 国際的な最低基準に適合するよう、被拘禁者を警察において拘禁できる最長期間を制限し、
- c) 警察拘禁中の適切な医療への速やかなアクセスを確実にすると同時に、法的援助が逮捕時点からすべての被拘禁者に利用可能なものとされ、弁護人が取調べに立ち会い、防御の準備のため起訴後は警察記録中のあらゆる関連資料にアクセスできることを確実にし、
- d) 都道府県警察が、2007年6月に設立される予定の留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障し、
- e) 警察留置場の被留置者からの不服申立てを審査するため、公安委員会から独立した効果的不服申立制度を確立し、
- f) 公判前段階における拘禁の代替措置の採用について考慮し、
- g) 警察留置場における防声具の使用を廃止するべきである。

取調べに関する規則と自白

16. 委員会は、とりわけ、未決拘禁に対する効果的な司法的コントロールの欠如と、無罪判決に対して、有罪判決の数が非常に極端に多いことに照らし、刑事裁判における自白に基づいた有罪の数の多さに深刻な懸念を有する。委員会は、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がないこと、とりわけ取調べ持続時間に対する厳格な制限がなく、すべての取調べにおいて弁護人の立会いが必要的とされていないことに懸念を有する。加えて、委員会は、国内法のもとで、条約第15条に違反して、条約に適合しない取調べの結果なされた任意性のある自白が裁判所において許容され得ることに懸念を有する。

締約国は、警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にするべきである。加えて、締約国は、取調べ時間について、違反した場合の適切な制裁を含む厳格な規則を速やかに採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に合致するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。締約国は、委員会に対し、強制、拷問もしくは脅迫、あるいは長期の抑留もしくは拘禁の後になされ、証拠として許容されなかった自白の数に関する情報を提供すべきである。

26. 委員会は、締約国に対し、条約22条に基づく受諾宣言を検討し、よって、委員会が通報を受ける資格を有することを認め、通報を検討することができるようにすることを勧奨し、また同時に条約の選択議定書の批准も検討するよう奨励する。
27. 委員会は、締約国が国際刑事裁判所のローマ規程の加盟国となることを検討するよう奨励する。
28. 締約国は委員会に提出された報告書、委員会による結論および勧告が適切な言語で、公式のウェブサイトや報道機関、NGOを通じて、広く公表することを奨励されている。
29. 委員会は、締約国に対し、国際人権条約機関によって最近、勧告された「報告に関する調和的ガイドライン内の共通文書」の要求に沿って重要な文書を提出することを勧める。
30. 委員会は、締約国に対し、本文書パラグラフ14、15、16及び24に含まれる委員会による勧告に対する返答に関して1年以内に情報を提供することを求める。
31. 締約国には、2011年6月30日までに第2回報告書を提出することが勧められる。

(*筆者注：ゴシック体の箇所が勧告部分である)

先述のように、これまでも、日本の代用監獄や被疑者の取調べのあり方については、同じく国連の人権規約委員会によるものをはじめとして、数多くの非常に厳しい内容の国際的な諸機関による批判や改善勧告が繰り返されてきた。今回の最終所見に示されている内容は、それらと比較してみても同等か、あるいはそれ以上に詳細で、しかも厳しい内容となっている。

もっとも、拷問禁止委員会による政府報告審査は、人権規約委員会によるものなどとは異なり、国内の人権保障の状況について、規約や条約の規定に適合しているかどうかを具体的に審査し、法的責任（条約違反）を追及するものではないとされているので⁽⁷⁾、その意味では、従来のものとはやや趣を異にしていると言えなくもない。実際、今回の最終所見においても、具体的にある事実が拷問禁止条約あるいは国際人権規約の特定の条項に違反するというコメントは記されていない。しかし、今回の最終所見をみれば明らかなように、現在の日本の捜査段階における代用監獄や被疑者取調べのあり方について数多くの深刻な懸念とそれらに対する厳しい勧告が示されていることから、拷問禁止条約や国際人権規約との関連において、重大な疑義が示されていることに違いはないのである。もちろん、最終所見のコメントの中には、「未決拘禁が国際的な最低基準に合致するものとなるよう」とか、「条約に適合しない取調べ」という文言も見られるので、現在の日本の未決拘禁が国際基準に合致しておらず、また条約に適合しない取調べが行われていることを示しているのは明らかである。

3. 代用監獄および被疑者取調べに対する最終所見の意義

それでは、日本の代用監獄および被疑者取調べのあり方について、今回の拷問禁止委員会による最終所見はどのような意義を有しているのであろうか。先にみたように、最終所見に示されているこの点に関する懸念および勧告は多岐にわたっているが、ここでは特に注目に値すると思われる点に絞って論じることとしたい。

まず指摘し得るのは、言うまでもなく、日本の代用監獄および被疑者取調べについて、非常に厳しい批判がなされ、被拘禁者の権利保障について深い憂慮が示されているということである。とりわけ、その批判・懸念が、刑事手続の大原則である「無罪推定の原則」や、被疑者・被告人の基本的権利である黙秘権および防御権の保障の観点から示されていることが重要である。先の監獄法改正作業においては、先行して成立したいわゆる受刑者処遇法に引き続き、残された未決被拘禁者処遇について、具体的な立法作業に入る前に、その基本方針を決めるための「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」が設置されたが、その会議において「無罪推定の原則」は単に証拠法上のものに過ぎず、未決被拘禁者の処遇原則としては認められないとされた⁽⁸⁾。そして、無罪推定原則を蔑ろにし、被疑者・被告人の諸権利の保障よりも捜査の必要性を優先するという有識者会議の多数意見を背景に、一昨年成立した新法（刑事収容施設・被収容者処遇法）では、代用監獄は維持され、被拘禁者の取調べを制約するような規定は何ら設けられなかったのである。しかし、いみじくも国会審議において後藤昭参考人が喝破したように⁽⁹⁾、国際社会においてそのような狭い意味での無罪推定の原則の理解が通用するはずもなく、結局、以前と同様の厳しい批判に曝

されることになったわけである。

そして、特に今回の最終所見で注目すべき点は、警察留置場を長期間の勾留施設として不適切であると明言していることである。比較的短期間の逮捕とそれに続く留置の問題もあるが、基本的に代用監獄の問題は、長期間の未決拘禁である勾留の場所を、本来的な未決拘禁施設である拘置所に代えて警察留置場を使用することにあるので、まさに今回の最終所見は代用監獄を完全に否定し、その廃止を求めているといっても過言ではなかろう。この点について、例えば従来の人権規約委員会の勧告では、規約（特に自由権規約9条、14条）に適合するようという内容が主であったため、政府（当局）も、警察内部での捜査担当部門と留置担当部門の形式的な分離ということで済ましてきたが、今回のように警察留置場への長期間の拘禁そのものが明確に否定され、その使用の制限が求められると、今後、同様の弁解は通用しないであろう。

しかも、さらに重要なのは、それを運用や実務の改善によってではなく、法改正（しかも、一昨年成立したばかりの刑事収容施設・被収容者処遇法の改正！）によってなされるべきであると明確に示唆していることである〔15勧告本文〕。そして、引き続き、法改正に際しての具体的な優先事項として、パラグラフ15の勧告a)～g)を挙げている。もっともこれらの中には、刑事収容施設・被収容者処遇法の改正によるというより、例えばb)の警察拘禁の最長期間の制限やc)の被拘禁者の防御権の拡充、f)の未決拘禁の代替措置の導入などは、内容的にみて刑事訴訟法の改正によるべきと思われるものも含まれている。なお、パラグラフ16では、条約に適合しない取調べにおいて得られた自白は、証拠として使用することを禁止することを規定した条約15条に完全に合致する形での刑事訴訟法の改正をも求めている。

次に注目すべき点は、代用監獄およびそこへの拘禁中の取調べの問題を裁判所（裁判官）の問題として捉えていることである。⁽¹⁰⁾最終所見のパラグラフ15の懸念e)やパラグラフ16の懸念で示されているように、未決拘禁に対する裁判所による効果的な司法的コントロールが欠如していることから、結果的に代用刑事施設としての警察の留置施設に拘禁されている者の数が異常に多い（パラグラフ15懸念a)）という指摘により、そのことが窺えるであろう。

そして、最後に、今回の最終所見において重要であると思われるのは、被拘禁者に対する取調べの規制を要求している点である。近年国内でも、弁護士会やマスコミを中心に、裁判員制度の導入や、あるいは最近立て続けに起こった冤罪事件との関連で、取調べの可視化（ビデオ録画）を求める声が高まっており、今回の最終所見も取調べの可視化を要求していると見る向きもある⁽¹¹⁾。

しかし、今回の最終所見は、取調べの可視化のみを要求しているのではないという点に留意すべきである。そのことに触れているパラグラフ16は、警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段、とりわけ厳格な制限時間と弁護人の立会いがないことに懸念を示しており、それについて、取調べ時間を厳格に制限したうえでビデオ録画や弁護人立会いによって「体系的に（systematically）」監視すべきことを要求しているのである（最終所見を読む限りでは、ビデオ録画よりもむしろ弁護人の立会いの方が強調されているようにみえなくもない）。取調べの可視化（ビデオ録画）のみを強調して議論を進めるのではなく、「適正な取調べ」あるいは「取調べの適正化」にいう「適性」とは何

かを見定めたくえで、現在の捜査機関による恣意的なままの取調べを制約・制限し、被疑者の主体性や諸権利を確保する方向で改革することが、今求められているのである。⁽¹²⁾

4. 代用監獄廃止に向けての今後の法改正への示唆

前節でも触れたように、今回の拷問禁止委員会による最終所見の大きな特徴の1つは、明確に法改正（刑事収容施設・被収容者処遇法および刑事訴訟法）を日本政府に対して要求していることにあるが、それでは今後、代用監獄を廃止し、被疑者の取調べを適正なものにするためにはどのような法改正をなすべきであろうか。パラグラフ16において示されている違法な取調べによって得られた自白に関する法（刑訴法）改正の方は、既に参考とされるべき立法提案もあるので⁽¹³⁾ここではパラグラフ15に示されている代用監獄についての法改正（さしあたり代用監獄の完全廃止までの当面の措置としてのもの）について検討してみたいと思う。

まず、パラグラフ15の勧告の本文において警察留置場の使用制限が要求されているが、これについては、単に警察留置場に収容する人数を少なくするというのみならず（なお、この点については、勧告f）の拘禁の代替措置の採用とセットで考えられるべきであろう）、代用できる警察留置場を限定するという（施設の制限）と、警察留置場に収容する者を限定するという（被収容者の限定）とが含まれていると考えられる。前者についていえば、現在、警察の留置施設であれば、警察官署に附属しているものであれ、附属していないもの（いわゆる独立留置施設）であれ、全国の留置施設が代用監獄としても使用できることとなっているが、その地域に刑事施設（拘置所）が設置されていない場合にのみ留置場が代用として使用できるという旧監獄法の代用監獄規定（1条3項）の立法趣旨からみても⁽¹⁴⁾、使用してもよい警察留置場は限定されなければならない。また後者については、既に指摘されているように、重大犯罪の被疑者、否認・黙秘をしている者、少年、女性、高齢者、身体的・精神的ハンディキャップを持っている者等、自白の強要や虐待の対象とされやすい者については、留置場に収容してはならないであろう⁽¹⁵⁾。

次にパラグラフ15の勧告b）において、警察拘禁期間の短縮が求められているが、既に勾留の場所としての代用監獄については同パラグラフの懸念の方で否定され、その完全な廃止までの措置については、上で述べた通りなので、ここにいう警察拘禁とは残された部分、つまり逮捕・留置の期間を指すものと考えられる。現行刑事訴訟法によれば、逮捕された被疑者が裁判官の前に引致されるまでの期間を最大72時間と定めている（203～205条）が、この期間をさらに国際的な基準に適合するよう（24～48時間程度までに短縮を）要求しているものと思われる。逮捕された直後が拷問や違法な取扱い、恣意的な処刑までが起こりやすい「危険な時間帯」であるとの指摘がなされていることからしても⁽¹⁶⁾、必要な措置であると思われる。

ほかにも、続く勧告c）において、警察拘禁中の医療への速やかなアクセスを保障するシステムの確立や、逮捕時点から法的援助が得られるシステムの確立、警察拘禁中の取調べへの弁護人立会いとあらゆる警察記録へのアクセスができることを保障することなどが求められている。

以上が最終所見によって直接要求されている代用監獄に関する法改正の内容であるが、最終所見の内容から間接的に読み取れ、また法改正による改善をより徹底させる意味からも、次の3点についても検討されるべきではないかと思う。

1つ目は、勾留場所としての代用監獄を完全に廃止するまでの年限を設定することである。

2つ目は、いかなる場合に代用監獄に収容してよいかについて、現在のように裁判官の恣意的な裁量に任せないで、法に規定を新設するか、あるいは別に裁判官準則を設けるべきである。

3つ目は、代用監獄として使用する留置場の監督責任の所在を法務大臣あるいは法務省矯正局とすることによって、代用監獄の代用性を明確化し、不服申し立て制度の独立性を確保することである。さらには、法務省の職員を派遣して、代用監獄における留置監督責任者とすることも考えられてよいであろう。

5. 日本政府の反応

以上までに概観してきたように、今回の拷問禁止委員会による最終所見は、日本の代用監獄および被疑者取調べの現状について、「被拘禁者の権利に対する侵害の危険性を高めるもの」(パラグラフ15懸念本文)であるとして、多くの点について深刻な懸念を表明し、これらについて基本的に立法(法改正)による改善を勧告している。それでは、このような最終所見(およびそれが提出される基となった報告書審査)について、日本政府や関係当局はどのように受け止め、どのように対処しようとしているのだろうか。そのことを検討する前に、まずは、今回の審査の対象であり、先に提出されていた第1回日本政府報告(平成17年12月)の内容からみておきたいと思う。

(1) 政府報告書の検討

拷問禁止条約は⁽¹⁷⁾、1984年に国連総会で採択され、87年に発効した。日本政府は、強い国際的要請があったにもかかわらず、なかなかこの条約に批准せず、1999年6月になってようやく批准した。批准国に対しては、自国でこの条約が発効してから1年以内に報告(書)を提出することが同条約19条1項により義務付けられているが(その後は4年ごと)、日本政府が第1回の報告書を提出したのは2005年12月のことであった⁽¹⁸⁾。

その第1回報告書のパラグラフ142において、拷問禁止条約との関連における代用監獄についての政府の見解が示されているので、以下に挙げてみたいと思う。

142. 本制度は、本条約第1条1にいう「合法的な制裁」に該当するものであり、いわゆる代用監獄への収容自体は、本条約にいう拷問に当たるものではない。また、いわゆる代用監獄制度においては、捜査を担当しない部門に属する留置担当官が、関係する法令等に基づき、勾留された被疑者等の処遇を人権に配慮して行っているところであり、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる取扱い又は刑罰は行われていない。したがって、このようにいわゆる代用監獄制度が適正に運用されている限り、「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」が行われているとして、本条約上の問題が生じるものではないと考える。

(*筆者注：冒頭の「本制度」とは代用監獄制度を指す)

この日本政府の見解に対してまず指摘し得るのは、代用監獄の問題が取調べとの関係で触れられていないということである。被疑者の取調べについては、政府報告書の別の箇所(パラグラフ78)において取り上げられているものの、法律上の説明に終始し、その実態を正確に伝えるものであるとは到底いいがたい。あらためていうまでもなく、代用監獄問題は、単に逮捕・勾留されている被疑者・被告人をどこに置くかの問題ではなく、身体拘束中の取調べと密接不可分な点にその問題の核心があるのに、その点について触れていないのは不当であると言わざるを得ない。法解釈上(刑訴法198条1項担書)の問題もさることながら、實際上、身体拘束された被疑者には取調べの拒否が認められず、事実上強化された(いわゆる受忍義務が課せられた)形で、捜査官が欲するままに、全く無制約・無制限の取調べが行われているのであるが、そのような取調べを可能とする代用監獄制度が、はたして政府報告書にいう「合法的な制裁」あるいは「必要な」精神的・肉体的苦痛を内容とする取扱いとして正当化されるのであろうか。そして、ここでもまた、捜査部門と留置部門との分離を強調しているが、上で述べたような取調べの実態を何ら制約できない形式的な分離を、「人権に配慮し」たものといえるであろうか。

以上のような疑問があるにもかかわらず、政府報告書がいうように、代用監獄制度は条約1条にいう「合法的な制裁」に該当し、条約上の問題は何も生じないといえるかは甚だ疑問である。この点については、また、項を改めて検討することとする(下記6参照)。

(2) 審査および最終所見公表後の政府の反応

上記(1)でみたような政府見解の示された報告書の内容について、拷問禁止委員会は厳しく批判し、その最終所見において多くの憂慮すべき点を指摘し、改善勧告をしているわけであるが、日本政府はそれらをどのように受け止め、今後どのように対処しようとしているのか。

この点については、昨年(2007年)6月7日に保坂展人衆議院議員が提出した拷問禁止委員会最終見解に関する質問主意書(質問第368号)に対する答弁(平成19年6月15日受領/答弁第368号)から知ることができる。

それによると、まず、今回の拷問禁止委員会最終所見の要求する勧告一般について、「法的拘束力を有するものではないが、その内容等を十分に検討した上、政府として適切

に対処していく必要があると考えている。」としている。一見、前向きな答弁のように読めなくもないが、「法的拘束力を有するものではない」という前置きからすると、それほど期待できるものとは思われない。

事実、代用監獄制度に関して、「我が国の刑事司法制度の下では、限られた身柄拘束の期間の中で、被疑者の取調べその他の捜査を円滑かつ効率的に実施しつつ、被疑者とその家族、弁護人等との接見の便にも資するためには、全国にきめ細かく設置されている留置施設に被疑者を勾留することが現実的であり、代用刑事施設は、このような観点からみて、現に重要な役割を果たしていると考えてきたところである。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、代用刑事施設制度を代替収容制度とした上、留置施設に係る留置業務に従事する警察官は、その留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事することを禁じる旨を明文で規定し、一般の方を委員とする留置施設視察委員会の設置を規定するなどの制度的改善を加えており、現段階で刑事収容施設法を改正することは考えていない。代替収容制度については、今後、取調べを含む捜査の在り方や刑事手続全体を検討する中で検討すべきものと考えている。」としている。例によって、捜査部門と留置部門との分離や新法（刑事収容施設・被収容者処遇法）で新たに設置されることとなった留置施設視察委員会を代用監獄制度存続の正当化理由とし、最終所見で明確に要求されている法改正を全面的に拒否しているのである。

しかし、政府が代用監獄制度を存続し、法改正を拒否する理由として挙げている捜査部門と留置部門の分離もまた、拷問禁止委員会の最終所見において不十分であるとして批判され（パラグラフ15懸念b）、機能の完全分離のため「法律を改正」することが要求されているところである（パラグラフ15勧告a）。また、留置施設視察委員会にしても、最終所見において、「…留置施設視察委員会の委員には、弁護士会の推薦する弁護士を組織的に含めることを確実にするなどの手段により、警察拘禁に対する外部査察の独立性を保障…」（パラグラフ15勧告d）することが求められているのである。何より、留置施設視察委員会が新たに設けられる刑事収容施設・被収容者処遇法は、この最終所見が公表された後の2007年6月1日から施行されるものであり、留置施設視察委員会が警察拘禁に対してどのような効果を持つものかなどは全くの未知数であるといわなければならない。⁽¹⁹⁾これらのものが、代用監獄制度を維持し、法改正を拒否する説得的な理由となるとは到底思われないのである。

さらに、被疑者取調べのあり方についても、「現在の刑事訴訟の実務上、適正な取調べによって得られた被疑者の供述が事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしていることにかんがみると、取調べに際して弁護人の立会いを認めることについては、限られた被疑者の身柄拘束期間の中で迅速に捜査を遂げて実体的真実を追求する必要があること等を考慮しつつ、広く刑事訴訟制度全体の枠組みの中で慎重に検討すべきものであると考えている。」とし、これも最終所見が要求する取調べにおける弁護人の立会いを拒絶している。先の代用監獄制度に対する答弁からも読み取ることができるが、ここでは明らかに被疑者の諸権利よりも捜査の必要性が優先されており、また未決拘禁制度を、後の裁判のためという本来の目的から逸脱し、捜査のためのものであるという政府・当局の認識が如実に表れているかと思う。

また、繰り返し使われている刑事訴訟制度全体との兼ね合いの中で慎重に検討すべきと

いうフレーズも、一見すると前向きな回答のように思えるが、注意を要する点である。というのも、このフレーズは、先の司法制度改革審議会以来、行刑改革会議や未決拘禁に関する有識者会議等において、政府が改善に乗り気でない諸問題（まさに代用監獄問題はその代表的なもの）について真摯な議論を経ることもなく、先送り（＝事実上の棚上げに）する際に使われてきたものだからである。

このように、日本政府は、拷問禁止委員会による審査および最終所見についてもまた、これまでの国際的諸批判と同様に、真摯に受け取ることもなく、その場しのぎ的な回答でもって逃れようとしているのである。⁽²⁰⁾

6. 拷問禁止条約および憲法36条と代用監獄制度

（1）拷問禁止条約と憲法36条

以上において、代用監獄問題および被疑者取調べのあり方について、今回の国連拷問禁止委員会による政府報告書審査に基づく最終所見と、それに対する日本政府の反応とを概観してきたわけであるが、今後、拷問禁止委員会の勧告を実践し、遅まきながら真の意味での刑事司法制度改革、未決拘禁制度改革を実現していくためには、以上観てきた内容を踏まえたうえで、さらに理論的に、あるいは法解釈論において詰めて検討していく必要がある。そこで以下では、そのためのいわば予備的な作業として、日本の代用監獄およびそれを利用しての被疑者取調べが、拷問禁止条約および日本国憲法36条に本当に適合するかどうかについて、若干の検証を試みることにしたい。

ところで、拷問禁止条約の規定については、当然条約であることから、国内においてもその効力を有し、法律よりも上位の法規範として位置づけられることについては異論をみない。ところが、今回公表され、本稿において検討の対象としている条約の規定による政府報告書審査に基づく最終所見に示されている内容（勧告）の法的地位あるいは法的拘束力については、必ずしも明確にされてはいない。前節でみたように、日本政府はこの点について、法的拘束力はないものとして捉えているが、そのような理解でよいかについては疑問の余地が残る。詳細については、国際法学者による研究の成果なども踏まえたうえで、今後さらに検討されなければならないが、⁽²¹⁾少なくとも、条約批准国の政府に対して定期的に報告書の提出を求め、委員会による審査が行われ、その結果を意見として表明することが条約の一内容（拷問禁止条約19条）とされている以上、その意見が「一般的な性格を有する」ものに過ぎず、たとえ条約の規定と同等の効力までは認められないにしても、全くその法的地位・法的拘束力を認めないのは、批准した条約そのものを否定するに等しいのではないと思われる（なお、憲法98条2項参照）。⁽²²⁾

ただ、このような問題は残されてはいるものの、日本には既に最高法規である憲法が36条で拷問の絶対的な禁止を国民の権利として定めていることから、拷問禁止条約の規定と同様に、最終所見において示された内容についても憲法36条を通じて援用することは認められるところであろう。

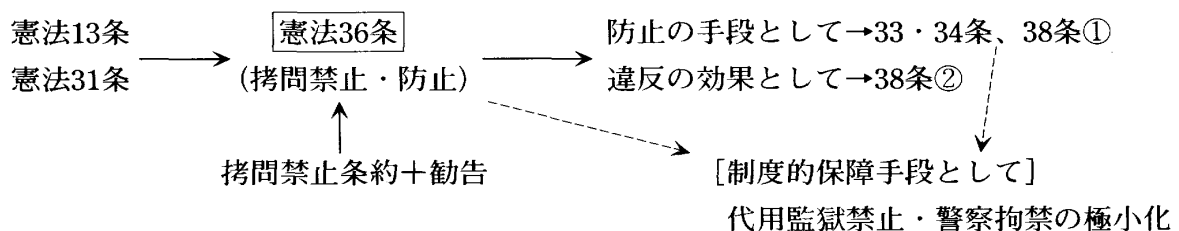
(2) 憲法36条の再検討と再評価

先に述べたように、わが国においては、拷問禁止条約を待つまでもなく、公務員による拷問を絶対的に禁止する憲法36条が既に存在しているわけであるが、この憲法36条については、他の人身の自由に関する憲法上の規定（31～40条）が、これまでに国際準則などの内容を踏まえて幅広く解釈論が展開されてきたのと比べて、やや取り残されてきた感がなくもない。したがって、その位置づけや他の規定との関係なども不分明であり、ともすればややスローガン（宣言）的な扱いとされ、必ずしも拷問（自白の強要）の具体的な防止策につながっていなかったのではないかと思われる。そのような反省も含め、今一度、拷問禁止条約の内容も踏まえて憲法36条を見直してみたいと思う。

まず、「拷問」の定義についてであるが、この点については既に指摘されているように、条約（1条）で明記されているように、物理的（身体的・肉体的）なもののみならず、精神的（心理的）なものも含まれると解されるべきである。ただ、この点については、条約を援用するまでもなく、制憲過程（第二次試案には冒頭に「物理的なものであれ精神的なものであれ、」という文言があったが削除されたこと）からも読み取ることができよう⁽²³⁾。また、拷問の目的について、従来の憲法学説では「自白を得ること」に限定されてきたが、条約1条の定義を踏まえるならば、その他一般的に脅迫・強要等の目的、あるいは差別的理由による場合も拷問にあたるということになる⁽²⁴⁾。さらに、拷問の方法について、条約1条は「重い苦痛を故意に与える行為」としているが、本条約が禁止・防止の対象としているのはそれのみではなく、16条において「拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」もまたその対象としていることから、憲法36条においても、前者のみならず後者も含めて理解されるべきであろう。

次に、憲法36条の「絶対に」の意義について検討してみたいと思う。この点についても既に、①公共の福祉等を理由とする例外を一切認めない（条約2条2項、3項）、②拷問それ自体のみならず、拷問の結果も認めない（憲法38条2項。条約15条）といった趣旨であることが指摘されている⁽²⁵⁾。さらに、本条約そのものが批准国に対して拷問の禁止を要請するに止まらず、防止の義務を課している（条約2条1項、11条）ことをも考慮すると、憲法36にいう「絶対に」は、上記①②に加えて、拷問が行われる僅かな可能性や危険性をも否定し、それを防止する義務を国家は負っているものと解されなければならない。

それでは、このように憲法36条を拷問禁止条約の内容も踏まえて理解すると、その憲法上の位置づけはどのようになるであろうか。ごく簡単に図式化すれば以下のように構成され得るのではないかと考えている。



まず、憲法36条の拷問禁止・防止は、憲法13条の個人の尊厳、および31条の適正手続・

無罪推定の原則から当然に要請されるものである。そして、36条の拷問禁止・防止の手段として、33条の令状主義や34条の未決拘禁の司法的コントロール⁽²⁶⁾、38条1項の黙秘権の保障などが要請されることとなる。また、36条違反の効果として、38条2項の自白の証拠能力の否定が導かれる。そして、36条を制度的に保障する手段として、代用監獄の禁止・警察拘禁の縮小化が要請されていると考えられるのである。

このように位置づけることによって、憲法上の人身の自由における36条の重要性が再確認されるとともに、その存在意義も、単なる拷問禁止・防止の要請にとどまらず、被疑者・被告人を捜査（取調べ）の客体としてではなく、防御の主体としてその主体的地位を認めるものであることが明らかとされよう。

（3）憲法36条と代用監獄の適合性

それでは、以上で述べてきたような憲法36条の理解のもとで、はたして代用監獄（およびそれを利用しての被疑者取調べ）はそれと適合するのかどうかについて次に検討してみたいと思うが、その前に拷問と代用監獄の問題（関係）について既に示されている見解を参考までに若干みておきたいと思う。

まず、本稿の前半において概観してきた先の拷問禁止委員会による最終所見をみると、先述したように、同委員会の審査の目的が条約違反の追及にないこととも関連して、日本の代用監獄が特定の条約の規定に違反すると具体的に示す記述はない。しかし、日本の代用監獄について、広くかつ組織的に利用されていることに深刻な懸念を有し、被拘禁者の勾留および取調べに対する手続的保障が不十分であることとあいまって、被拘禁者の諸権利（無罪推定の原則、黙秘権および防御権）に対する侵害の危険性を高めるものである（パラグラフ15懸念本文）と指摘し、日本政府に対し、未決拘禁が国際的な最低基準に合致するよう速やかに効果的な措置をとるよう勧告していることから、日本の代用監獄が拷問禁止条約を含む国際準則の基準を充たしていない、あるいは国際基準が要請するところに反しているということを示唆しているといえる。

また、1995年1月12日のロドリー国連人権委員会拷問特別報告者による報告は、「…起訴前に22日間「代用監獄」に勾留できることから、被疑者は常時警察の管理下に置かれることとなり、拷問や虐待が発生しやすい状況が生まれる（§441）」とし、「こうした状況下で、捜査官が被疑者を1日10時間以上取調べることも珍しくない（§442）」と指摘する。そして、「拷問は、外部との連絡を絶たれた監禁において最も頻繁に行われている。…被拘禁者は、逮捕後24時間以内に弁護人へのアクセスを与えられることが法の規定で確保されていなければならない（§926（d）」とも指摘している⁽²⁷⁾。

このロドリー氏も指摘する代用監獄への拘禁中の長時間にわたる無制約・無制限の取調べについては、国内の弁護士も、「…否認している被疑者に対し、1日10時間以上も取調べを行うことは、黙秘権侵害もさることながら、ストレートに拷問と言わざるをえない」と述べている⁽²⁸⁾。

以上の指摘も参考にして、代用監獄の憲法36条との適合性について検討すると、次のようになる。

たしかに政府報告書も指摘しているように、代用監獄たる警察留置場への拘禁そのものを直ちに拷問と断定することはできないかもしれない。しかし、代用監獄へ拘禁される被

疑者は、捜査機関たる警察の完全な実力支配下に置かれたうえで、弁護人の立会いもない孤立無援の状態は無制限・無制約の取調べを受けねばならず、被疑者は事実上それを拒否することはできない。結局、そのような状況に置かれた被疑者は、それを耐え抜くか、自白をするほか方法はないのである。しかし、このような状況に被疑者を置くこと自体、拷問に値するものであると評せざるを得ないであろうし⁽²⁹⁾、少なくとも、実際に拷問や虐待が行われたか否かを問わず、それらが行われる危険性の高い、あるいは行われ得る状況に被疑者を置くこと自体、憲法36条および拷問禁止条約の趣旨・要請（拷問・虐待の防止）に反するといえよう。

7. おわりに

かつて（1989年2月）、今回の拷問禁止委員会による政府報告審査および最終所見と同様に、日本の代用監獄および被疑者取調べについて国際的な観点から厳しく批判し、改善勧告をした国際人権連盟による報告書（いわゆるパーカー＝ジョデル報告書⁽³⁰⁾）が公表されたとき、故・平野龍一博士は、「…今後、わが国の捜査制度に対しては、繰り返えし、おなじような批判が外国から加えられるようになるだろう」と予言し、「残念ながら、わが国の法律は「外圧」がないとなかなか改正されないことが多い。〔中略〕代用監獄その他この一連の問題も、外圧がない限り、わが国自身の手で改正がなされる見込みはほとんどない。このような報告書が提出されたことは、わが国の者としては残念なことであるが、一種の「黒船」として、やむをえないことなのかもしれない。」と評された⁽³¹⁾。

それから現在に至る18年以上もの間、その予言は的中し、国際社会からの批判は繰り返えされ、法律（監獄法）が改正されてもなお、従来と同様の厳しい批判が今回なされたのである。国際的な基準を充たすような改革が行われぬ限り、いつまでも同様の批判は続くであろうし、今後もそれを求めることを通じて、日本政府・関係当局に外圧というプレッシャーをかけ続ける必要もあろうかと思う。

しかし、はたして今後もそれだけでいいのであろうか。現在、刑事司法改革の中で、代用監獄問題や被疑者取調べといった外圧によっても動かない部分がある一方で、裁判員制度のように国際的にも要求されていないばかりか、国民の多くも望んでいない改革は着々と進んでいるのである。また、名古屋刑務所事件という悲劇をきっかけに、同じ監獄法改正でも受刑者処遇の部分については改革を一定程度実現しているのである⁽³²⁾。悲劇が起こる前に手立てを尽くしておくのが理想ではあるが、現に、鹿児島選挙違反（志布志）事件や富山冤罪事件、あるいは多くの痴漢冤罪事件等、代用監獄や被疑者取調べによる弊害・悲劇は起こっているのである⁽³³⁾。今後、裁判員制度が始まり、国民の手によって同じ国民を冤罪に陥れるようなことがあれば、これ以上の悲劇はないのであり、そのようなことは決してあってはならないのである。その意味でも、代用監獄および被疑者取調べについての抜本的な改革がなされないままに裁判員制度を実施することは、非常に危険であると言わざるを得ないであろう。

【注】

- * 本稿は、2007年7月14日に行われた刑事立法研究会（龍谷大学）において「国連拷問禁止委員会第1回日本政府報告書審査の最終所見をめぐって—とくに代用監獄問題・取調べに対する意義、およびその理論的検討」と題して報告した内容と、2007年10月2日に行われた日本弁護士連合会主催セミナー「国連拷問禁止委員会勧告—勧告を踏まえ、代用監獄廃止と刑事司法改革のために、何をすべきか—」（日本弁護士連合会）において「代用監獄廃止と被疑者取調べ改革への展望」と題して報告した内容を基に論文としてまとめたものである。とりわけ、前者においては、実際にNGOメンバーの一員として今回の審査に参加された桑山亜也氏から様々な情報等をご教示いただいた。記して感謝申し上げたい。
- (1) 一般的な報道としては、朝日新聞2007年5月25日がある。なお、東京新聞2007年6月22日「[こちら特報部] 日本の人権に“不合格”」も参照。
 - (2) いわゆる「代用監獄」の語は、旧監獄法1条3項の規定に由来する。したがって、監獄法が改正された現在、厳密には「代用監獄」という語は正確でないことになる（「代用刑事施設」あるいは「代替刑事施設」ということになるだろう）。しかし、監獄法が改正されてもなお、未決拘禁の場所として警察留置場を使用するいわゆる「代用監獄問題」は一向に解決・改善されてはいないことや（村井敏邦「刑事司法改革を読み解く」法学セミナー630号（2007年）16頁も「代用監獄問題は依然として残されている」としている）、「ダイヨー・カンゴク」がもはや悪しき意味で国際語とされていること（五十嵐二葉『代用監獄[岩波ブックレットNO.183]』（岩波書店、1991年）39頁以下参照）などから、本稿では従来通り「代用監獄」、「代用監獄問題」の語を用いることにしたい。
 - (3) その主なものは、庭山英雄ほか編『世界に問われる日本の刑事司法』（現代人文社、1997年）に、また、国際人権規約委員会による第4回日本政府報告書審査については、日本弁護士連合会編『日本の人権 21世紀への課題』（現代人文社、1999年）に収録されている。
 - (4) 監獄法1条3項の規定の由来および立法趣旨について検討し、併せて監獄法改正作業においてもその趣旨に沿った改正を求めたものとして、拙稿「代用監獄の立法事実・趣旨と現在」刑事立法研究会編『代用監獄・拘置所改革のゆくえ』（現代人文社、2005年）30頁以下参照。また、刑事収容施設・被収容者処遇法によって警察留置場使用の「代用性」が希薄化されたことを指摘するものとして、村井敏邦「行刑改革における理念と現実」菊田幸一＝海渡雄一編『刑務所改革』（日本評論社、2007年）13頁。
 - (5) したがって、本稿は、今回の拷問禁止委員会による政府報告書審査の経緯等についてを報告するものではない。それについては、実際にジュネーブで行われた審査に参加された方々の論稿等を参照されたい。「拷問禁止委員会第1回政府報告書審査に基づく最終見解の意義と日弁連の課題」自由と正義58巻8号（2007年）80頁以下、季刊刑事弁護51号（2007年）48、67頁、小池振一郎「国連拷問禁止委員会が日本政府に勧告」法学セミナー634号（2007年）6-7頁など。なお、日本弁護士連合会編『改革を迫られた被拘禁者の人権—2007年拷問等禁止条約第1回政府報告書審査—』

- (現代人文社、2007年11月)に今回の審査の全記録が収録されている(本稿執筆時点では未公開)。
- (6) 今回の日本政府報告書についての最終所見原文は、<http://www.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/AdvanceVersions/CAT.C.JPN.CO.1.doc>参照。日本語訳については、前掲(5)・自由と正義58巻8号104-97頁参照。なお、本稿本文に収録した部分については、原文を参照し、若干訳語の統一および訂正を施している。
 - (7) 拷問禁止委員会による政府報告書審査および最終所見の主な目的は、当該国と委員会による「建設的対話」にあるといわれている。新津久美子「拷問禁止委員会の報告制度の現状」村井敏邦=今井直編『拷問禁止条約をめぐる世界と日本の人権』(明石書店、2007年)63頁参照。
 - (8) 有識者会議提言については、http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SYOGU/proposal_html.gif参照。
 - (9) 第164回国会法務委員会第20号(平成18年5月25日)木庭委員からの質問に対する回答。
 - (10) 裁判官の令状実務との関連で代用監獄問題を検討したものとして、拙稿「転換期の代用監獄問題とその改革課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報2号(2005年)94-95頁参照。
 - (11) 前掲(5)・自由と正義58巻8号86頁[小池振一郎]。
 - (12) 同様のことを指摘するものとして、中川孝博「取調べの可視化は進展したか・改善されたのか」法学セミナー630号(2007年)26頁、瀧野貴生「被疑者取調べの課題」法律時報79巻12号(2007年)46-47頁。
 - (13) 後藤昭「自白法則と補強法則」法律時報61巻10号(1989年)35頁以下。最終所見の示唆する取調べ時間違反も、この立法提案の2項に追加すればよいであろう。
 - (14) 拙稿・前掲書(4)37-38頁参照。
 - (15) このような提案をするものとして、日本弁護士連合会拘禁二法案対策本部『解説・日弁連刑事処遇法案』(1994年)20-21、177頁、刑事立法研究会編『入門・監獄改革』(日本評論社、1996年)202頁参照。
 - (16) 五十嵐二葉『テキスト国際刑事人権法各論(上)』(信山社、1997年)128頁。
 - (17) 拷問禁止条約については、アムネスティ・インターナショナル日本支部編『拷問等禁止条約—NGOが創った国際基準—』(現代人文社、2000年)、「特集1 拷問等禁止条約」自由と正義52巻9号(2001年)32頁以下など参照。なお、条文(政府訳)については、『研修教材・矯正関係国際準則集』(矯正協会、2001年)参照。
 - (18) 日本政府が提出した第1回政府報告書の原文(英文)については、<http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CAT/C/JPN/1&Lang=E>でみることができる。
 - (19) 留置施設視察委員会に対する懸念については、拙稿「市民による刑事・留置施設の監視の必要性・重要性について」東京三弁護士会合同拘禁施設調査委員会『イギリスの刑事施設視察制度視察報告書』(2007年)91-92頁参照。
 - (20) なお、鹿児島選挙違反(志布志)事件や富山冤罪事件等の発生を受けて、捜査・公判上の問題点を検証していた最高検は、昨年(2007年)8月10日に報告書を公表し、全国の高検・地検に通知したが、今回の拷問禁止委員会勧告等の国際的な要請を全

く踏まえていないばかりでなく、代用監獄等の冤罪発生 of 構造的な原因にも全く触れていない。ここからも、政府・当局の姿勢が窺えるかと思う。

- (21) この点につき、たとえば、村上正直「人権条約の国内的実施」畑博行＝水上千之編『国際人権法概論 [第4版]』(有信堂高文社、2006年) 269頁は、「…法的拘束力を有しない判断(勧告など)の場合は、それを受け入れるか否かは関係当事国に委ねられるから、その判断の内容を直ちに条約上の義務と同一視することはできないであろう。…ただ、その判断は、権威ある機関による有力な解釈を表明するものとみなされ、関係当事国を含む多くの当事国によって受け入れられ、このようにして条約解釈として定着していく場合もあり得る。また、国内の裁判所が、判決のなかでそれを援用する場合もある。したがって、法的拘束力を有しない判断の場合であっても、それが条約の国内的実施と関連性をもつものであることは疑いなく、これを視野に入れておく必要がある。」としている。
- (22) 新津・前掲(7) 81頁は、この点につき、「当然に配慮義務はあ(る)」としている。
- (23) 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程Ⅱ解説』(有斐閣、1972年) 187-188頁参照。
- (24) 村井敏邦「拷問禁止を巡る日本の状況」村井敏邦＝今井直編『拷問禁止条約をめぐる世界と日本の人権』前掲書(7) 16頁。
- (25) 憲法的刑事手続研究会『憲法的刑事手続』(日本評論社、1997年) 341頁 [幣原廣] 参照。
- (26) 憲法34条と未決拘禁の司法的コントロールについては、葛野尋之『刑事手続と刑事拘禁』(現在人文社、2007年) 77-79頁参照。
- (27) 『世界に問われる日本の刑事司法』前掲書(3) 178-179、183頁。
- (28) 『憲法的刑事手続』前掲書(25) 348頁 [幣原廣]。
- (29) 前掲(5)・自由と正義58巻8号82頁 [小池振一郎] も、代用監獄を利用した取調べ自体が拷問禁止条約の禁止する「精神的」拷問そのものであると指摘する。
- (30) 代用監獄廃止接見交通権確立委員会編『警察留置所での拘禁 日本 of 代用監獄制度 1989年2月パーカー・ジョデル報告書』(悠久書房、1989年)。
- (31) 平野龍一「『国際人権連盟』報告書について」法律時報61巻7号(1989年) 93頁。
- (32) 今回の最終所見においても、刑事被拘禁者(受刑者)処遇については、刑務所改革、とりわけ刑事施設視察委員会の設置や不服検討会、刑務官に対する人権教育の取り組みなどを高く評価する(パラグラフ6、7)一方で、過剰収容の状況や第二種手錠の使用、医療の問題について(パラグラフ17)や、昼夜間独居処遇について(パラグラフ18)は懸念を示している。
- (33) 現在も続く代用監獄の問題性や弊害事例については、小池振一郎＝青木和子編『なぜいま代用監獄か [岩波ブックレットNo.669]』(岩波書店、2006年)、日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編『「代用監獄」の廃止に向けて—代用監獄問題の新段階—』(日本弁護士連合会、2006年) など参照。

[追記]

本稿脱稿後の2007年11月1日に、相次ぐ冤罪事件に対する批判を受けて、国家公安委員

会は警察庁に対し、取調べの適正化の具体的対策を講じることを求め、同庁は捜査担当とは異なる別部門を設けて、取調べを監視・監督する体制を整備する方針を明らかとした。また同月27日には、取調べ状況が外部から監視できるように、取調室に覗き窓やマイクを設置することを検討していることも明らかとした。さらに、12月6日には、取調べの適正化のための指針を作成するために、外部の有識者7人からなる懇談会を設置することを決め、同月12日にその初会合が開かれた（その後、本年1月24日に警察庁は「警察捜査における取調べ適正化指針」を公表した。以上については警察庁HPを参照。<http://www.npa.go.jp/keiji/keiki/torishirabe/index.htm>）。

もっとも、このように慌しく警察庁が取調べをそれなりに適正化する方策を講じようとしているのは、冤罪事件に対する真摯な反省からというよりも、国内的には、裁判員制度への対応とそれとの関連で近年盛んに議論されている取調べの可視化（録画）への牽制であり、国際的には、拷問禁止委員会への返答および次回国際人権規約委員会審査への対策のためではなかろうか。実際、今後の懇談会で拷問禁止委員会等の国際的要求を踏まえ、代用監獄問題にまで踏み込んだ検討がなされる見込みは薄いのではないと思われる。

本稿でも述べたように、取調べの適正化において重要なのは、その「適性」の内容である。詳しくは別の機会に譲らざるを得ないが、筆者自身は、取調べの適正化とは、その任意処分性（刑訴法198条1項本文）の徹底、すなわち取調べ拒否権の保障にあると考えている。これは、被疑者の身体が拘束中か不拘束かを問わない共通の問題であるが、とりわけ身体拘束中の場合、取調べを事実上強制化する代用監獄問題の解決なくして真の適正化はあり得ないのである。